

(証券コード 7725)

平成30年8月3日

株 主 各 位

神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目1番地

株式会社インターアクション

代表取締役社長 木 地 英 雄

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により、議決権を行使いただくことが可能ですので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成30年8月23日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送下さい。

なお、各議案について賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

3頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、平成30年8月23日（木曜日）午後5時までにインターネットにより議決権をご行使下さい。

【複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い】

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承下さい。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年8月24日（金曜日）午前11時（受付開始：午前10時30分）
2. 場 所 神奈川県横浜市西区南幸二丁目16番28号
「HOTEL THE KNOT YOKOHAMA」（旧「横浜国際ホテル」）
2階 「トリニティ」
（会場が前年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第26期（平成29年6月1日から平成30年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（平成29年6月1日から平成30年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 役員向け株式給付信託制度の継続・一部改定に関する件

4. 株主総会参考書類並びに添付書類記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類並びに事業報告・連結計算書類・計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.inter-action.co.jp>）において、修正後の事項を掲載いたしますのでご了承下さい。

以上

〇本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「事業報告の会社の支配に関する基本方針」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.inter-action.co.jp>）に掲載しておりますので、法令及び当社定款第13条の定めに基づき、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。

従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載されている事業報告は、監査役が監査をした事業報告の一部であり、同連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、当日は午前10時30分より受付を開始いたします。



インターネット等による議決権行使のご案内

行使
期限

平成30年8月23日（木曜日）
午後5時00分完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

1

議決権行使書用紙右下に記載のQRコード
を読み取ってください。

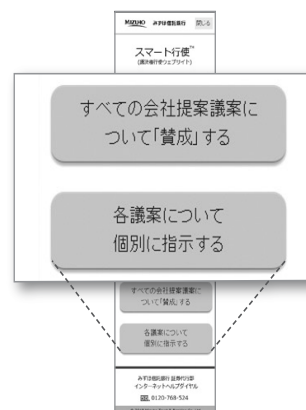
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



2

以降は画面の案内に従って賛否をご入力
ください。

「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。



書面およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたしません。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

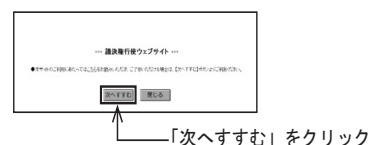
機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

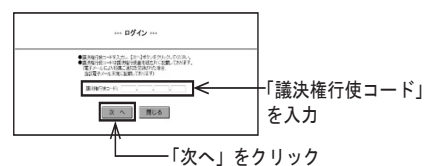
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

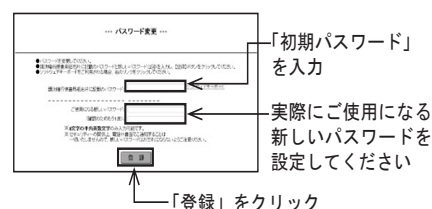
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

事業報告

(平成29年6月1日から
平成30年5月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における内外経済情勢は、米国の新政権の政策運営や欧州主要国の国政選挙、中東や北朝鮮情勢の緊張といった政策・地政学リスクにさらされながらも、景気の面では比較的安定した回復・拡大が続きました。我が国経済も、景気の面では、景気拡張期間が「いざなぎ景気」を超える戦後第2位に達するなど、年度を通して緩やかな拡大が続きました。

このような状況の中、当社グループは、コーポレートガバナンスの強化、最小限の組織体制とコスト構造を維持しつつ、設備投資需要の取り込みを図る活動を継続いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高は6,009百万円（前期の売上高5,369百万円に比し、11.9%の増加）、売上高の拡大等により売上総利益は2,679百万円（前期の売上総利益1,808百万円に比し、48.1%の増加）、営業利益は1,006百万円（前期の営業利益435百万円に比し、131.1%の増加）、経常利益は988百万円（前期の経常利益417百万円に比し、136.9%の増加）、最終の親会社株主に帰属する当期純利益は686百万円（前期の親会社株主に帰属する当期純利益394百万円に比し、74.0%の増加）となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりであります。

(IoT関連事業)

スマートフォンの高機能化や車両への搭載等によるイメージセンサの需要拡大を背景に、当セグメントの取引先である半導体メーカーにおいて積極的な設備投資が行われたことによって、イメージセンサの生産数量が増加いたしました。その結果、当社グループの主力製品であるCCD及びC-MOSイメージセンサ向け検査用光源装置及び瞳モジュールの販売数が好調に推移いたしました。

当連結会計年度における当セグメントの外部顧客に対する売上高は2,722百万円（前期の売上高1,320百万円に比し、106.1%の増加）、セグメント利益は1,491百万円（前期のセグメント利益637百万円に比し、133.9%の増加）となりました。

(環境エネルギー事業)

市場の縮小傾向を背景に、当セグメントの主要製品となるオフセット輪転印刷機向け乾燥脱臭装置の販売先である印刷機メーカーが設備投資を抑制していることが影響し、売上高は低調に推移しましたが、付加価値の高い省エネ化メンテナンスサービスを強化しました。

また、不採算となっておりました再生可能エネルギー事業から前期に撤退したことにより減収となりましたが、セグメント利益は改善いたしました。

当連結会計年度における当セグメントの外部顧客に対する売上高は1,239百万円(前期の売上高1,642百万円に比し、24.6%の減少)、セグメント利益は100百万円(前期のセグメント利益33百万円に比し、202.4%の増加)となりました。

(インダストリー4.0推進事業)

精密除振装置の販売先であるFPD(フラットパネルディスプレイ)及び有機EL(有機エレクトロルミネッセンス)ディスプレイメーカーの設備投資は、韓国有機ELディスプレイメーカーの設備投資意欲が低調に推移したことに伴い、当該市場向け精密除振装置の販売数は低調に推移いたしました。

また、株式会社東京テクニカルの完全子会社化における企業取得関連費用並びに新製品の開発費用等の計上に伴い、一時的な費用が発生したため、セグメント利益は大幅な減益となりました。

当連結会計年度における当セグメントの外部顧客に対する売上高は2,047百万円(前期の売上高2,405百万円に比し、14.9%の減少)、セグメント利益は30百万円(前期のセグメント利益327百万円に比し、90.8%の減少)となりました。

2. 資金調達の状況

当社グループは、長期借入金520百万円の資金調達を実施いたしました。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は95百万円となりました。

4. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成29年7月18日に株式会社東京テクニカルの全株式を取得し、同社及び同社の100%子会社であるTaiwan Tokyo Technical Instruments Corp.を完全子会社としました。

5. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (平成26年6月1日から 平成27年5月31日まで)	第 24 期 (平成27年6月1日から 平成28年5月31日まで)	第 25 期 (平成28年6月1日から 平成29年5月31日まで)	第 26 期 (平成29年6月1日から 平成30年5月31日まで)
売 上 高 (千円)	3,996,841	5,078,243	5,369,179	6,009,224
経 常 利 益 (千円)	445,983	443,372	417,203	988,305
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	424,680	310,334	394,509	686,604
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	42円81銭	31円95銭	41円52銭	72円58銭
総 資 産 (千円)	5,285,070	5,853,766	5,015,203	6,597,353
純 資 産 (千円)	2,726,845	2,822,340	3,134,401	3,682,465

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (平成26年6月1日から 平成27年5月31日まで)	第 24 期 (平成27年6月1日から 平成28年5月31日まで)	第 25 期 (平成28年6月1日から 平成29年5月31日まで)	第 26 期 (平成29年6月1日から 平成30年5月31日まで)
売 上 高 (千円)	1,840,000	1,733,029	1,586,669	2,964,760
経 常 利 益 (千円)	214,794	311,123	196,280	890,718
当 期 純 利 益 (千円)	242,612	239,791	296,356	696,205
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	24円45銭	24円69銭	31円19銭	73円59銭
総 資 産 (千円)	3,432,477	3,608,199	3,613,640	4,933,189
純 資 産 (千円)	2,341,520	2,501,009	2,704,151	3,245,854

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

6. 対処すべき課題

当社グループは、クライアントの様々なご要望にお応えするための創意工夫と技術革新を常に行い、成長し続けていくために、経営体質の強化を図ることを目的として、以下の課題に取り組んでまいります。

①技術開発体制の強化

当社グループが属している市場は、技術的最先端市場であります。当社グループが今後も競争優位を発揮し、高収益性を維持するためには、時代の先を行く、技術開発体制構築が不可欠であります。また技術開発には粘り強い実験が不可欠で問題の答えを自分で探すことができる人材採用を重要視しております。

②クライアントニーズへの迅速な対応

当社グループは、製品技術力だけでなく、創業以来のモットーである「クライアントファースト」を合言葉としたきめ細やかな対応サポートも当社グループの競争力維持には不可欠であります。グループ従業員に対しては、常日頃「クライアントファースト」を徹底するよう指導し、お客様の心のヒダをつかむ事業展開をしてまいります。

③原価低減と生産効率の向上

製造メーカーにとって高品質を維持しながらの原価低減並びに生産の効率化は永遠のテーマであります。当社グループといたしましては、この課題に取り組むため、より一層の生産性の向上並びに製造体制の構築に努めていく所存であります。

④経営基盤の強化

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実、リスク管理やコンプライアンスを含む内部統制システムが有効に機能するよう、組織体制や運用方法を継続的に見直し、経営基盤のより一層の強化を図ってまいります。

社員教育につきましても、コンプライアンス研修、階層別研修など、全役職員を対象に積極的に実施し、経営基盤の強化に努めてまいります。

7. 主要な事業内容

当社グループの事業は、「IoT関連事業」「環境エネルギー事業」及び「インダストリー4.0推進事業」の3つを報告セグメントとしております。各事業の内容は以下のとおりであります。

(1)IoT関連事業

撮像半導体（CCD及びC-MOSイメージセンサ）の製造工程における検査用光源装置等の開発・製造・販売を行っております。

(2)環境エネルギー事業

輪転印刷機向け乾燥脱臭装置、排ガス処理装置等の開発・仕入・製造・販売を行っております。

(3)インダストリー4.0推進事業

精密除振装置等の開発・製造・販売、歯車の製造に欠かせない接触型検査装置の開発・製造・販売、3DCAD技術を用いたプラントの配管等の設計、業務システムの開発支援及びオラソニックブランドによるオーディオ製品の販売を行っております。

セグメント	主要製品
I o T 関 連 事 業	CCD及びC-MOSイメージセンサ向け検査用光源装置、瞳モジュール等
環 境 エ ネ ル ギ ー 事 業	輪転印刷機向け乾燥脱臭装置、排ガス処理装置等
インダストリー4.0推進事業	精密除振装置、歯車試験機、オーディオ製品等

8. 主要な営業所及び工場

(1) 当社

本 社

神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目1番地

熊本事業所

熊本県合志市福原1番地36

千葉事業所

千葉県千葉市中央区本千葉町1番11号

オラソニック事業部

神奈川県横浜市中区山下町2番地

(2) 子会社

西安朝陽光伏科技有限公司 Room:1502, NO, 34Keji Road, TowerB, OujinGarden
Gaoxin District Xi'an Shaanxi China

陝西朝陽益同精密設備有限公司 Shaaxi Province Xixian new area, Jinghe new
city, Yongle town, Nan liu village, Jing gan
four street

株式会社エア・ガシズ・テ 東京都台東区台東四丁目27番5号
クノス

明立精機株式会社 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目1番25号

MEIRITZ KOREA CO., LTD 459 Banwol-dong, Hwaseong-si, Gyeonggi-do, Korea

MEIRITZ SHANGHAI CO., LTD No. 336 Yuan Hui Road, Bao Shan District,
Shanghai, China

株式会社東京テクニカル 神奈川県横浜市中区山下町2番地

Taiwan Tokyo Technical No. 498, BANNAN RD., ZHONGHE DIST.,
Instruments Corp. NEW TAIPEI CITY, TAIWAN (R. O. C.)

9. 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)	前連結会計年度末 比増減(名)
I o T 関連事業	23 (21)	10 (9)
環境エネルギー事業	22 (4)	△4 (1)
インダストリー4.0推進事業	88 (22)	30 (7)
全社(共通)	18 (5)	△1 (△2)
合計	151 (52)	35 (15)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員、アルバイト、契約社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。
3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ35名増加したのは、M&Aによる連結子会社の増加等によるものであります。

10. 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 横 浜 銀 行	759,131千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	85,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	63,348千円

11. 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
西安朝陽光伏科技 有 限 公 司	40,000千円	100.00%	インダストリー4.0 推進事業
株式会社エア・ ガシズ・テクノス	50,000千円	100.00%	環境エネルギー事業
明立精機株式会社	30,000千円	100.00%	インダストリー4.0 推進事業
MEIRITZ KOREA C O . , L T D	100,000千ウォン	100.00%	インダストリー4.0 推進事業
陝西朝陽益同精密 設 備 有 限 公 司	2,000千元	100.00%	インダストリー4.0 推進事業
株 式 会 社 東 京 テ ク ニ カ ル	10,000千円	100.00%	インダストリー4.0 推進事業
Taiwan Tokyo T e c h n i c a l I n s t r u m e n t s C o r p .	7,200千台湾ドル	100.00%	インダストリー4.0 推進事業

- (注) 1. 議決権比率は、間接保有を含んでおります。
2. 平成29年7月18日に株式会社東京テクニカルの全株式を取得し、同社及び同社の100%子会社であるTaiwan Tokyo Technical Instruments Corp.を完全子会社としました。

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 当社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 25,400,000株
2. 発行済株式の総数 10,052,100株(うち自己株式397,326株)
3. 株主数 6,599名
4. 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口)	株 559,100	% 5.79
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	497,700	5.15
木 地 英 雄	334,524	3.46
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	250,000	2.59
栗 村 昌 昭	236,200	2.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口 5)	204,100	2.11
資産管理サービス信託銀行株式会社 (信 託 E 口)	203,428	2.11
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証 券 投 資 信 託 口)	173,700	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口 1)	140,400	1.45
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	137,900	1.43

(注) 当社は自己株式397,326株(信託が保有する当社株式203,428株を除く。)を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 当社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

IV 当社の会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	
代表取締役社長	木 地 英 雄		
代表取締役副社長	木 地 伸 雄		西安朝陽光伏科技有限公司董事長 株式会社エア・ガシズ・テクノス監査役 明立精機株式会社代表取締役社長 株式会社東京テクニカル 代 表 取 締 役 社 長
取 締 役	山 本 和 宏	営業第1部部長	
取 締 役 (社外取締役)	北 政 巳		創価大学経済学部教授 創価大学比較文化研究所所長
取 締 役 (社外取締役)	金 木 宏 之		
常 勤 監 査 役	戸 原 素		MEIRITZ SHANGHAI CO., LTD監査役
監 査 役 (社外監査役)	田 代 芳 英	税理士	田代芳英税理士事務所所長
監 査 役 (社外監査役)	山 崎 哲 央	弁護士	東京北辰法律事務所所長 一般社団法人ネクサス代表理事 株式会社アイホー社外監査役 学校法人海城学園監事

- (注) 1. 監査役田代芳英氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 社外取締役北政巳氏、金木宏之氏及び社外監査役田代芳英氏、山崎哲央氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程に規定する独立役員であります。
3. 当事業年度中の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
- ①代表取締役専務木地伸雄氏は、平成29年8月25日付で代表取締役副社長就任いたしました。
- ②平成29年8月25日開催の第25期定時株主総会において、新たに金木宏之氏が社外取締役に選任され就任いたしました。
- ③平成29年8月25日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって、取締役青山宏樹氏、山本浩巳氏及び社外取締役堀雅寿氏は任期満了により退任いたしました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 員(名)	金 額(千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	8 (3)	251,630 (6,325)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	11,065 (6,385)
計 (うち社外役員)	11 (5)	262,695 (12,710)

- (注) 1. 上記報酬等の総額は、平成29年6月1日から平成30年5月31日までの期間に在籍していた役員が対象となります。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度における役員株式給付引当金の繰入額99,340千円が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
社外取締役	北 政 巳	創 価 大 学 経 済 学 部 教 授 長 創 価 大 学 比 較 文 化 研 究 所 所 長
社外取締役	金 木 宏 之	
社外監査役	田 代 芳 英	田 代 芳 英 税 理 士 事 務 所 所 長
社外監査役	山 崎 哲 央	東 京 北 辰 法 律 事 務 所 所 長 一 般 社 団 法 人 ネ ク サ ス 代 表 理 事 株 式 会 社 ア イ ホ ー 社 外 監 査 役 学 校 法 人 海 城 学 園 監 事

- (注) 重要な兼職先である上記各法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(2) 社外役員の名な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	北 政 巳	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。経済学者としての豊富な経験と専門知識を活かし、議案の審議等に有用な発言を適宜行っております。
社外取締役	金 木 宏 之	平成29年8月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。金融機関での豊富な業務経験を活かし、議案の審議等に有用な発言を適宜行っております。
社外監査役	田 代 芳 英	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。また監査役会には12回の全てに出席し、税理士としての専門的な見地から、議案の審議等に有用な発言を適宜行っております。
社外監査役	山 崎 哲 央	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。また監査役会には、12回全てに出席し、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、議案の審議等に有用な発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は含めておりません。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

誠栄監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 22百万円

(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 22百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠等を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等の額について同意しております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

VI 会社の体制及び方針

当社は、当社グループにおける内部統制システムの構築の基本方針を、取締役会において決議しております。その概要は、以下のとおりであります。

1. 会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制について

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役自らコンプライアンスの重要性を訴え、従業員の声に真摯に耳を傾け、その問題を会社の問題として捉え、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会において審議します。
- ② 従業員は、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動基準」に則り、各自業務に取り組んでいます。
- ③ また、当社は取締役会の決議事項を整備しており、取締役会は当該決議事項に則り、会社の業務執行に必要な事項を決定しております。
- ④ 代表取締役は、取締役会の決議及び社内規程に基づき、職務を執行しています。
- ⑤ 情報開示管理については、「情報開示規程」に基づき、適時適切な方法により開示を行います。
- ⑥ また、コンプライアンス等内部統制の整備状況は、内部監査部門により定期的に監査され、取締役社長に報告しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- ① 取締役会における決議事項及び報告事項に関する情報については、法令及び取締役会規程にしたがい取締役会議事録を作成し、適切に管理・保存しております。
- ② 当社は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適正に文書（電磁的記録を含む。）の保存を行っています。また、重要な文書については、閲覧権限者を制限しております。
- ③ 情報の管理については、「情報管理規程」、「システム運用管理規程」及び「個人情報保護に関するガイドライン」等を定め、情報の取扱方法及び管理体制の強化に努めています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社に纏わるリスクを把握し、未然に防ぐことが健全な事業活動に不可欠であると認識しています。

- ① 代表取締役は、当社のリスクを把握しており、かつ代表取締役自らが主導又は関与して、コンプライアンス違反行為が行われないよう努めています。
- ② リスクの全社的対応は経営管理部経営管理課が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行います。

- ③ 有事においては、「経営危機管理規程」に基づき、取締役社長を対策本部長とする緊急対策本部がこれにあたります。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、毎月1回定期的に、また必要があればその都度取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を法令又は定款に従って行っています。
 - ② また、取締役会において承認された年度予算を当社グループの目標としており、毎月取締役会に予算と実績について報告を行っています。
- (5) 当社並びにその連結対象子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① グループ会社運営に関する当社の窓口は、経営管理部経営管理課としています。
 - ② 当社は、当社グループ各社にコンプライアンス推進責任者を置くとともに、コンプライアンス委員会が、グループ全体を統括して業務の適正化を図っています。
 - ③ 経営管理部長は、グループ会社の内部統制システム整備の指導を行います。
 - ④ 内部監査部門は、グループ全体の内部監査を実施し、これを社長へ報告します。
 - ⑤ なお、グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、取締役会における事業内容の定期的な報告及び重要案件についての事前協議を行っています。
 - ⑥ また、経営管理部長及び常勤監査役を窓口とする相談・通報体制は、グループ会社にも適用しており、運用されています。

2. 会社法施行規則第100条第3項の各号に掲げる体制について

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ① 企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮し、補助使用人の体制について検討しています。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役は、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めています。
- (3) 補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 補助使用人を置く場合、当該使用人は監査役に専属とすることとしています。
- (4) 監査役への報告に関する体制
 - ① 代表取締役及び業務執行を担当する取締役（以下「代表取締役等」という。）は、監査役の出席する取締役会等の重要な会議において、各取締役の担当する業務の執行状況の報告を行います。

- ② 代表取締役等は、次の事項を発見し次第、直ちに監査役に対し、報告を行います。
 - 1) 会社信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - 2) 会社の業績に多大な悪影響を及ぼしたもの、又はその恐れのあるもの
 - 3) 社内外の環境、安全、衛生及びP L（製造物責任）に関する重大な被害を与えたもの、もしくはその恐れのあるもの
 - 4) コンプライアンス行動基準への違反で重大なもの
 - 5) その他、上記1)～4)に準じる事項
- (5) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① 当社は、監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しています。
- (6) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職員執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ① 職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しています。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができるとしています。
- (7) 監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社では、監査役過半数は独立社外監査役とし、対外的透明性を確保しています。当該社外監査役は、法令に定める要件に該当する者となります。
 - ② 監査役は、社内の重要な会議に出席し、自由に意見を述べることができます。また、代表取締役等、内部監査部門は、監査役に対して定期的に報告をしています。
 - ③ また監査役は、業務執行の意思決定に関する書類等を、適時に閲覧することができます。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は下記のとおりであります。

当期における主な取組み

①コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、役職員を対象とした研修会を実施するとともにコンプライアンスに対する取組みに関する社内メールを随時配信し、周知徹底を図りました。

②財務報告に係る内部統制

「財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する基本方針書」に基づき、内部統制評価を実施しました。

③内部監査体制

「内部監査実施計画書」に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成30年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,323,746	流動負債	1,871,706
現金及び預金	2,253,833	支払手形及び買掛金	482,446
受取手形及び売掛金	1,235,614	短期借入金	160,000
電子記録債権	403,011	1年内償還予定の社債	90,000
営業投資有価証券	60,884	1年内返済予定の長期借入金	395,524
商品及び製品	92,536	未払法人税等	257,548
仕掛品	686,350	製品保証引当金	9,134
原材料及び貯蔵品	440,443	役員株式給付引当金	141,244
繰延税金資産	85,075	その他	335,808
その他	80,841	固定負債	1,043,181
貸倒引当金	△14,846	社債	210,000
固定資産	1,273,607	長期借入金	693,505
有形固定資産	635,678	繰延税金負債	24,797
建物及び構築物	298,804	株式給付引当金	2,308
機械装置及び運搬具	90,328	退職給付に係る負債	84,322
土地	169,901	資産除去債務	10,138
その他	76,643	その他	18,109
無形固定資産	475,193	負債合計	2,914,887
のれん	419,949	純資産の部	
その他	55,244	株主資本	3,668,377
投資その他の資産	162,734	資本金	610,982
投資有価証券	30,658	資本剰余金	1,570,286
繰延税金資産	22,849	利益剰余金	1,804,372
その他	113,964	自己株式	△317,263
貸倒引当金	△4,737	その他の包括利益累計額	14,088
		その他有価証券評価差額金	2,049
		為替換算調整勘定	12,038
		純資産合計	3,682,465
資産合計	6,597,353	負債純資産合計	6,597,353

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成29年6月1日)
(至 平成30年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		6,009,224
売 上 原 価		3,329,723
売 上 総 利 益		2,679,500
販売費及び一般管理費		1,673,267
営 業 利 益		1,006,232
営業外収益		
受取利息及び配当金	681	
貸与資産賃貸料	11,922	
受取補償金	16,000	
補助金収入	7,824	
雑収入	8,463	44,891
営業外費用		
支払利息	17,844	
貸与資産諸費用	11,728	
為替差損	1,318	
持分法による投資損失	97	
支払手数料	21,000	
社債発行費	4,824	
雑損失	6,006	62,818
経 常 利 益		988,305
特別損失		
固定資産除却損	864	
固定資産売却損	810	1,675
税金等調整前当期純利益		986,630
法人税、住民税及び事業税	295,977	
法人税等調整額	4,048	300,025
当 期 純 利 益		686,604
親会社株主に帰属する当期純利益		686,604

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年6月1日)
(至 平成30年5月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本 合 計
平成29年6月1日 残高	610,982	1,513,063	1,232,357	△220,127	3,136,276
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△114,590		△114,590
親会社株主に帰属する 当期純利益			686,604		686,604
自己株式の取得				△34	△34
自己株式の処分		57,223		41,723	98,947
信託による自己株式の取得				△138,825	△138,825
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	57,223	572,014	△97,136	532,100
平成30年5月31日 残高	610,982	1,570,286	1,804,372	△317,263	3,668,377

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計	
平成29年6月1日 残高	—	△1,875	△1,875	3,134,401
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△114,590
親会社株主に帰属する 当期純利益				686,604
自己株式の取得				△34
自己株式の処分				98,947
信託による自己株式の取得				△138,825
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	2,049	13,913	15,963	15,963
連結会計年度中の変動額合計	2,049	13,913	15,963	548,064
平成30年5月31日 残高	2,049	12,038	14,088	3,682,465

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,048,995	流動負債	918,308
現金及び預金	1,579,324	買掛金	77,192
受取手形	14,815	1年内償還予定の社債	90,000
売掛金	294,141	1年内返済予定の長期借入金	248,604
電子記録債権	306,338	リース債務	3,128
営業投資有価証券	60,884	未払金	149,540
商品及び製品	58,629	未払費用	1,670
仕掛品	500,771	未払法人税等	172,690
原材料及び貯蔵品	120,300	未払消費税等	9,196
前渡金	3,849	前受金	7,750
前払費用	11,854	預り金	10,935
繰延税金資産	53,944	前受収益	1,153
その他	53,489	製品保証引当金	3,357
貸倒引当金	△9,348	役員株式給付引当金	141,244
固定資産	1,884,193	その他	1,846
有形固定資産	397,482	固定負債	769,025
建物	186,679	社債	210,000
機械装置	52,880	長期借入金	521,169
工具器具備品	35,378	リース債務	14,149
土地	105,002	繰延税金負債	9,434
リース資産	17,541	株式給付引当金	2,308
無形固定資産	124,927	退職給付引当金	8,305
のれん	85,449	長期預り保証金	3,660
商標権	553	負債合計	1,687,334
ソフトウェア	38,618	純資産の部	
電話加入権	306	株主資本	3,245,854
投資その他の資産	1,361,783	資本金	610,982
投資有価証券	10,000	資本剰余金	1,594,252
関係会社株式	1,248,873	資本準備金	610,982
出資金	1,010	その他資本剰余金	983,270
関係会社出資金	40,000	利益剰余金	1,357,882
関係会社長期貸付金	27,301	利益準備金	2,600
長期前払費用	1,852	その他利益剰余金	1,355,282
敷金	24,151	繰越利益剰余金	1,355,282
長期未収入金	4,618	自己株式	△317,263
その他	8,594	純資産合計	3,245,854
貸倒引当金	△4,618	負債純資産合計	4,933,189
資産合計	4,933,189		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成29年6月1日)
(至 平成30年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		2,964,760
売 上 原 価		1,161,650
売 上 総 利 益		1,803,110
販売費及び一般管理費		1,017,727
営 業 利 益		785,383
営業外収益		
受取利息及び配当金	100,886	
貸与資産賃貸料	11,922	
経営指導料	10,999	
業務受託収入	22,500	
補助金収入	7,824	
雑収入	3,766	157,899
営業外費用		
支払利息	9,062	
社債利息	784	
支払保証料	1,401	
貸与資産諸費用	11,728	
為替差損	2,319	
支払手数料	21,000	
社債発行費	4,824	
雑損	1,443	52,563
経 常 利 益		890,718
特別損失		
固定資産売却損	810	810
税 引 前 当 期 純 利 益		889,908
法人税、住民税及び事業税	173,148	
法人税等調整額	20,554	193,702
当 期 純 利 益		696,205

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成29年6月1日)
(至 平成30年5月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計
平成29年6月1日残高	610,982	610,982	926,046	1,537,028	2,600	773,667	776,267
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△114,590	△114,590
当期純利益						696,205	696,205
己株式の取得							
自己株式の処分			57,223	57,223			
信託による自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	57,223	57,223	—	581,615	581,615
平成30年5月31日残高	610,982	610,982	983,270	1,594,252	2,600	1,355,282	1,357,882

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
平成29年6月1日残高	△220,127	2,704,151	2,704,151
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△114,590	△114,590
当期純利益		696,205	696,205
自己株式の取得	△34	△34	△34
自己株式の処分	41,723	98,947	98,947
信託による自己株式の取得	△138,825	△138,825	△138,825
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			—
事業年度中の変動額合計	△97,136	541,702	541,702
平成30年5月31日残高	△317,263	3,245,854	3,245,854

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年7月18日

株式会社インターアクション
取締役会 御中

誠 栄 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 田 村 和 己 ㊞
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 山 口 吉 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インターアクションの平成29年6月1日から平成30年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インターアクション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年7月18日

株式会社インターアクション
取締役会 御中

誠 栄 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 田村和己 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山口吉一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インターアクションの平成29年6月1日から平成30年5月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年6月1日から平成30年5月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年7月25日

株式会社インターアクション 監査役会

常 勤 監 査 役 戸 原 素 ㊟

監 査 役 (社 外 監 査 役) 田 代 芳 英 ㊟

監 査 役 (社 外 監 査 役) 山 崎 哲 央 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、キャッシュ・フローを重視した経営をベースに将来の成長に向けての投資を積極的に行いつつ、連結業績の反映度を高めながら安定的な配当を実施してまいります。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、前期末配当より1円増配することとし、1株につき13円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円

配当総額 125,512,062円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年8月27日

第2号議案 役員向け株式給付信託制度の継続・一部改定に関する件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、平成26年8月27日開催の第22期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入し、平成28年8月26日開催の第24期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき（以下、「原決議」といいます。）、本制度を一部改定の上、継続いたしました。

当社といたしましては、引き続き、上記目的のため、本制度を一部改定の上、継続させていただきたく、本議案のご承認をお願いするものであります。

本議案は、以上のような目的によるものであり、当社といたしましては、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は3名（社外取締役を除きます。）となります。

2. 本制度における報酬等の額の算定方法及び内容並びに参考情報

従前の本制度の内容を一部改定の上、継続させていただきたく存じます。（原決議に際しての議案からの主な改定箇所は下線のとおりであります。）

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役（社外取締役を除きます。）に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、役位及び業績に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」）が信託を通じて、毎年給付される業績連動型の株式報酬制度であります。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）

(3) 信託金額

本議案により、本制度の継続及び一部改定をご承認いただくことを条件として、当社は、今後、下記（5）及び（6）に従って給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要

となる資金を本信託に追加拠出したします。本信託は、下記(4)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

具体的には、本議案により、本制度の継続及び一部改定をご承認いただいた場合、当社は、平成31年5月末日で終了する事業年度から平成32年5月末日で終了する事業年度までの2事業年度（以下、「次期対象期間」といい、次期対象期間及び次期対象期間の経過後に開始する2事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を継続し、役員株式給付規程の定めに従い各対象期間に係る各事業年度に対応する所定の期間（例えば、平成31年5月末日で終了する事業年度については平成31年6月1日から平成32年5月末日まで、平成32年5月末日で終了する事業年度については平成32年6月1日から平成33年5月末日まで。）の取締役の職務執行の対価として、本制度に基づく給付を行います。

当社は、次期対象期間に関する評価に基づいて本制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うための株式取得資金として、200百万円を上限として本信託に追加拠出したします。

なお、次期対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に関する評価に基づいて本制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うための株式取得資金として、1対象期間当たり200百万円を上限として、本信託に追加拠出することとします。

ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は当該追加拠出を行おうとする対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該追加拠出を行おうとする対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、200百万円から残存株式等の金額（株式については、当該追加拠出を行おうとする対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。

(4) 当社株式の取得

本信託による当社株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分若しくは当社の新株式発行を引き受ける方法によりこれを実施します。

次期対象期間につきましては、次期対象期間に関して行う本信託への追加拠出後遅滞なく、15万株を上限として取得するものといたします。

(5) 取締役が付与されるポイント数の算定方法と上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位及び業績により定まる数のポイントが付与されます。当社の取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、各事業年度の連結経常利益の10%を基礎とし、15万ポイントを上限といたします。これは、現在の当社役員報酬の支給水準、当社の業績の推移と今後の見通し、現在の当社の株価水準、当社の取締役に員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(6)の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

(6) 当社株式等の給付及び報酬等の額の算定方法

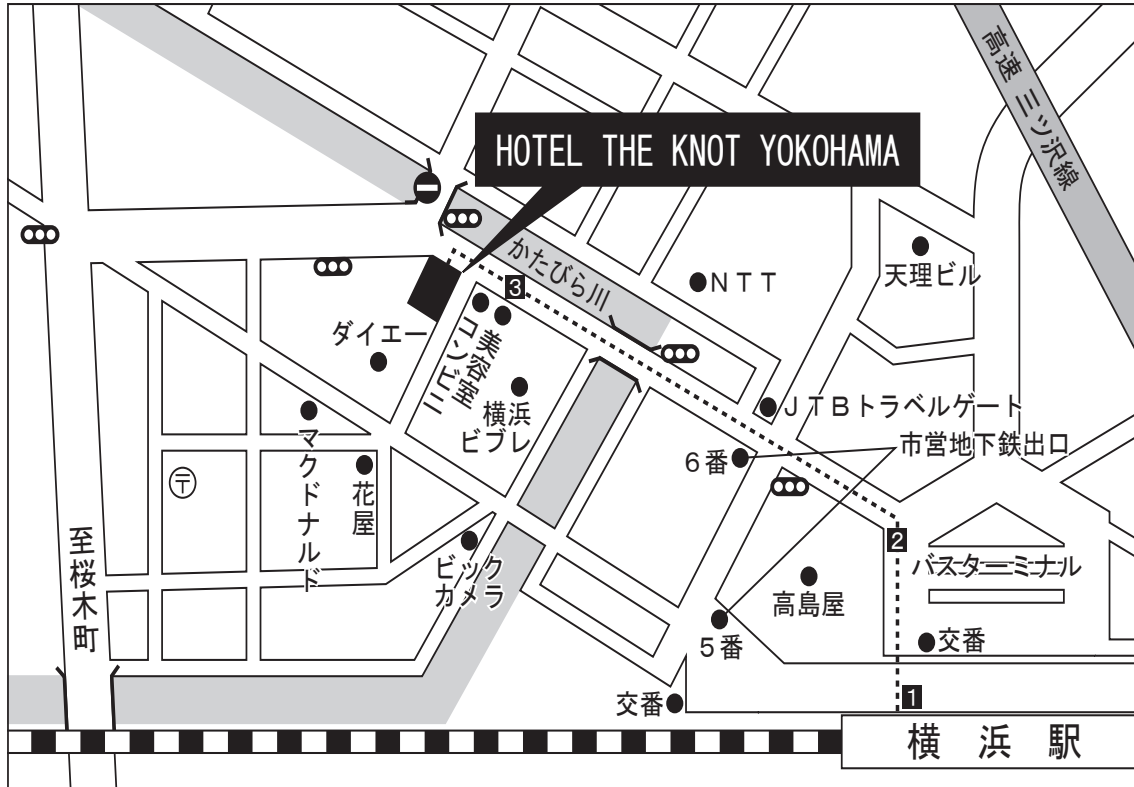
受益者要件を充足した取締役は、毎年8月に所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記(5)で付与を受けたポイント数に相当する当社株式について、役員株式給付規程に定める給付日に、本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、各取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎といたします。また、役員株式給付規程の定めに従い、例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した金額といたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県横浜市西区南幸二丁目16番28号
「HOTEL THE KNOT YOKOHAMA」（旧「横浜国際ホテル」） 2階 「トリニティ」



◆交通ご案内

J R、東急東横線、市営地下鉄、京浜急行、相鉄線、みなとみらい線
J R横浜駅西口より徒歩5分

※お願い：駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただき公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。